

総務産業常任委員会記録

日 時 令和7年3月11日（火曜日）14時40分～15時20分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、村田議長
敦賀農林水産課長、杉野農林水産課長補佐、飯澤農政係主任
岩井水産林務係主任

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、村上議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、ただいまから総務産業常任委員会を行いたいと思います。

委員会の前に、前回1月28日に開催された総務産業常任委員会、担当課が商工観光課だったのですが、羽幌町の空き店舗バンク制度の創設についてということと羽幌町企業振興促進条例及び施行規則の一部改正について持ち帰っていただいたものの回答が届いておりますので、委員の方は御覧になってください。なお、これ以上もし分からない点がありましたら、担当課のほうに直接各自で聞いていただきたいというふうに伺っております。

また、今日の委員会、佐藤委員の欠席の連絡が届いております。

それでは、本日は水産業の振興策について、林業の振興策について、農地災の進捗状況について、3本について農林水産課より説明をしたいということで今日委員会の議案とさせていただきます。

それでは、まず敦賀課長、お願いします。

- 1 水産業の振興策について
- 2 林業の振興策について
- 3 農地災の進捗状況について

説明員 農林水産課 敦賀課長、杉野課長補佐、飯澤主任、岩井主任

敦賀農林水産課長 14:41～14:52

このたびは、定例会終了後の大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催していただ

きましてありがとうございます。本日は、新年度で計画しております水産及び林務関係の新規及び拡充したいと考えております事業内容につきまして、その事業内容の説明と併せまして令和6年8月豪雨における農地災のその後の進捗状況の3点についてご説明させていただきます。

それでは、説明に入らせていただきますが、説明のほうは着席して行いますことをご了承願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料のほう御覧ください。まず、1の水産業の振興策について説明させていただきます。(1)の海洋変化対策資金利子補給事業の創設についてであります。①の目的ですが、海水温上昇等の影響により道内のホタテ幼生、ラーバといいますが、激減しており、ホタテガイ養殖漁業者の収入は令和7年度において激減することが見込まれております。このため、北海道信用漁業協同組合連合会、いわゆる信漁連が新たに創設した制度における対象漁業者への融資に対して保証料を含む利子補給を行うことで経営の維持、継続が図られるよう支援するものでございます。

②の現状ですが、令和6年度において海洋変化の影響等により留萌管内のホタテ幼生(ラーバ)の付着率が激減しております。これは、平成20年度以来の状況でありまして、通常年の2割から3割程度しか今年の稚貝を確保できない可能性があります。平成20年度と令和6年度で異なる点は、ラーバの付着率の激減というのは全道的な問題である点です。平成20年度は、ほかの管内からの調達により不足分を補うことができたが、今回は全道的な問題であるため調達することができないということになります。

③の融資制度の概要ですが、資金名は海洋変化対策資金です。要件は、自然環境の変化に伴う高海水温等や漁業被害等により、漁協、地区、地域等でまとまった被害が確認され、信漁連及び全国漁業信用基金協会が対象と認めた案件に限られます。対象者は、要件を満たし、水揚げの減少が見込まれるホタテガイ養殖漁業者7件でございます。用途は、漁業経営に必要な運転資金に限られます。限度額は5,000万円以内でございます。返済期間は7年以内でございます。利子補給は、5年以内が1.1%、5年超は1.3%です。これは、12月段階の利率によるものでございます。当初予定していた金利が上昇したため、補給率も上昇しているところであります。保証料は0.7%でございます。海洋変化対策資金は、恒久的な資金でございますが、急な海洋変化や災害級の大規模な事象により大幅な不漁があった場合にのみ発動されますので、毎年需要があるものではございません。このことから、今回の融資は令和7年度に限定されるものとなり、単に水揚げが減少したからといって融資を受けられる性質のものではございません。

④の町の対応案ですが、今回は管内、全道規模の問題であることや町の漁業において主要魚種の一つであるホタテガイ養殖業であることを勘案し、保証料を含む全額利子補

給を行う考えです。これは、北るもい漁協の管轄町村全て、天塩町は対象がないということで天塩町はないですが、このような対応を行うことを予定しております。

予算額としましては、融資限度額5,000万円を最大限利用した場合を想定し、利子補給額385万円、保証料245万円、計630万円を予定しております。

続きまして、(2)、漁業近代化資金利子補給事業の拡充についてご説明いたします。

①の目的ですが、漁業近代化資金は漁業施設や設備等の整備拡充を目的とし、漁業近代化資金融通法に基づく金融機関による漁業者への融資に対し利子補給をすることで負担を軽減し、漁業の振興を図るものでありますが、北るもい漁業協同組合管轄の他町村の利子補給状況を勘案し、漁協からの要請を踏まえ、令和7年度より利子補給率を見直すものでございます。

②の現状ですが、北るもい漁業協同組合を管轄している他町村の状況としましては、各用途別の資金(1号～4号)の利子補給率の上限は年1.5%以内としている状況でございます。

③の当町の対応案ですが、現在の利子補給率、年0.6%以内を年1.5%以内に拡充したいと考えております。

拡充することにより増額する予算の予定額は、予算額ベースで前年度と比較しますと88万円の増額となり、全体で199万4,000円を予定しております。

続きまして、(3)の漁業雇用確保対策事業の実施についてご説明いたします。①の目的でございますが、町内漁業者の高齢化が進んでいる中、雇用されている方が自立し、経営される状況はあるものの、新規漁業者の確保は難しい状況にあります。このような担い手となる漁業者の新規就業者を確保するため、都市部で開催されている漁業就業支援フェアに参加することで全国の漁師になりたい人とのマッチングを図り、雇用確保対策につなげていきたいと考えております。当町職員は、漁業者への助成制度の説明や移住に関する相談に応じることで希望者がスムーズに漁業に携われるよう支援するものでございます。

②の参加内容ですが、1つは一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター主催の漁業就業支援フェア(東京会場)で毎年7月頃に開催されるものに参加します。もう一つは、北海道漁業就業支援協議会と北海道が主催する北海道漁業就業支援フェア(札幌会場)で、これは毎年2月頃に開催されるものに参加するものでございます。

③の参加者は、北るもい漁協と漁業者、羽幌町では農林水産課職員、そして地域振興課職員ということで、地域振興課は移住対策の関係で連携し、対応したいと考えております。

予算ですが、主に旅費となりまして21万4,000円を予定しております。

続きまして、3ページを御覧ください。2の林業の振興策についてご説明いたします。

(1)の私有林等整備推進事業の補助率の拡充についてということで、①の目的ですが、本事業は森林の公益的、多面的機能を持続的に発揮させるため、留萌中部森林組合が事業主体となり、森林所有者の意向を確認の上、間伐や下刈り等を実施するものでございます。本事業に対しまして国や道、町が助成をすることにより森林所有者の負担軽減や意欲向上につなげ、安定的な事業量の確保や森林整備の促進を図ることを目的として実施している事業で、財源としては森林環境譲与税を活用しております。本事業の町の補助率は、令和6年度において16%としておりましたが、同じ森林組合内の苫前町が令和6年度から26%に増額したことから、当町におきましても留萌中部森林組合内での所有者負担の均衡を図り、負担を軽減することで森林整備を推進、継続できるよう令和7年度より10%増額し、26%とすることで考えております。当面は、3年間の時限措置ということで考えております。

②の補助率ですが、令和6年度までは国51%、道17%、町16%、所有者16%の負担割合ですが、令和7年度からは国・道は同率で、町が10%増の26%、所有者は10%減の6%にすることを予定しております。

拡充することによる増額する予算の予定額は、毎年事業量により変化するので、一概に言えませんが、予算額ベースで前年度と比較しますと125万7,000円の増額となり、全体で527万1,000円を予定しております。これには、全額森林環境譲与税を充てることといたします。

続きまして、3の農地災の進捗状況についてご説明いたします。ここからは、杉野課長補佐から説明させていただきます。

杉野農林水産課長補佐 14:52~15:00

それでは、私のほうから農地災の進捗状況ということで4点ご説明させていただきたいと思います。座ったまま、申し訳ありません、説明させていただきます。

まず、1点目ということで、(1)ということで書かせていただいておりますが、今回の羽幌町のみの災害が激甚災害として指定されたということで1月末に北海道より連絡があったところです。追って正式通知がされるということですが、このことから災害復旧に係る各事業補助の補助率等が変更となる予定であります。

まず、①ということで災害復旧事業費補助金、今後発注予定の復旧工事費が対象事業費になるものですが、指定前の一般災害ということでは89%の補助率の見込みがあったものが激甚災害の指定により98.5%まで補助率が上昇する見込みであり、現予算から補助額を算出しますと567万1,000円の増加となる見込みとなっております。

それで、②ということですが、災害復旧事業査定設計委託費等補助金というものもありますが、これについては補助対象事業費の算定が指定前は実際にかかった委託料を基礎とするものから今度は激甚災害の指定によって、このレジュメに書かせていただいておりますが、このような積み上げ方式ということの算定方式となりまして、補助率が逆にこれについては656万円ほど減額となる見込みとなってしまうところであります。

なお、いずれの事業についても補助残の90%については補助災害復旧事業債を充当しまして、そのうち95%は交付税措置を受けられるものとなっているものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。続いて、2点目、(2)、復旧工事費予算額の補正についてであります。補正額については1,916万4,000円増の7,886万1,000円とするものでありまして、今定例会に追加議案として提出したく考えております。補正の理由の1つ目としては、まず設計については市場価格を考慮した工事設計となるよう変更するものであります。この設計変更の内容に関しては、北海道とも協議を行っております。それと、補正理由の2つ目なのですが、工事発注時の積算単価、これからの発注ということで3月単価というところを適用することになりますが、その3月単価への組替えと、あとは工事施工中の設計変更などによる増額分という部分を考慮しまして①に書いてあります復旧工事費総額の10%程度を上乗せして補正するということでもあります。以上、補正する内容についてなのですが、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

続いて、3点目、(3)、復旧工事の発注予定についてであります。農地災害箇所全10地区のうち、まず朝日以外の5地区については一括して指名競争入札により年度内発注をする予定であります。工期については、年度を繰り越しまして令和7年中の完了を予定しております。次に、朝日の5つの地区についてですが、各地区と隣接し、今後建設課のほうで入札の上、発注予定の公共災害の受注者それぞれと随意契約による発注を予定しております。これについても工期は、年度を繰り越しまして令和7年度中の完了を予定しているところです。

そして、最後になります。4点目、(4)ということで、今回の農地災害に関し、るもい農協が実施する農業者支援事業に対する町の支援についてです。るもい農協からは、2月上旬に令和6年度事業分ということで支援要望がありました。これについても今定例会の補正予算として提出させていただいております。6年度の町支援額については608万4,000円となります。支援内容の1つ目ですが、これについては災害復旧費用に対する支援ということで、今町のほうで発注します国の災害復旧事業に該当とならない復旧する箇所、被災箇所4件に対して災害復旧費用148万5,000円の80%、118万8,000円を支援するというものであります。それと、支援内容の2つ目については、第2二股

橋崩壊に伴う農業者支援ということで、この橋崩落の影響により米の減収分を反収や水稻作付面積、それと農業共済支払金、そういったものから算出した489万6,000円を支援するものであります。

なお、この町支援の内容となりますが、今後も本事業の支援対象となるものあるということから、令和7年度も同様の支援を行うことを考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上で当課からの説明ということで終わらせていただきます。

小寺委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。どの部門でということなので先に言っていただいて、その内容について質疑のほうお願いいたします。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:00～15:20

工藤副委員長 一番最後に説明された部分からいいでしょうか。4ページの（3）のところは、今年度中に発注をかけるということですね。さっき説明で7年中に完成という言葉も言ったのですけれども、7年度中完成ということも言ったのですけれども、どちらが正しいですか。

杉野課長補佐 申し訳ありません。7年度中。

工藤副委員長 ということは、令和8年の3月になる可能性も含むという意味なのですか。

杉野課長補佐 予定としては、年度は繰り越しますけれども、できれば7年12月末までには全て終わりたいなという部分で考えておりますけれども、それこそ公共災のほうの工事の関係もありまして、そちらが終わった後に改修工事が入るところもありますので、場合によってはひょっとすると期間がずれ込むこともあり得るということ考えると、一応7年度中というところになるかなと。ただ、できるだけ7年中には完了させたいと思っていますところですよ。

工藤副委員長 通常の、例えばですけれども、家建てるとか、あるいは工場を建てるのかという、そういうときには当然何月までという、その契約の時点で何月まで完成してくださいよというのはありますよね。要するに完成したことを検査してもらい、そういうのもあると思うのですけれども、こういうものもこのときまでにやっていただくという、そういう契約というものはないのですか。

杉野課長補佐 まず、今のところ予定している工期についてなのですが、基本、まず朝日の奥、第2二股橋崩落したより奥とか、ちょうどその崩落したところにあるその2つの地区については一応工期としては12月末ということで考えております。それ以外のところについても耕作者の耕作作業、そういった部分とか、あと圃場の乾き具合だとか、そういった部分で若干時期的に長めに取って残りの8地区については9月末までの一応工期ということでは基本的に考えて起工決定とかして入札契約を結んでいきたいというふうに考えています。ただ、どうしてもやむを得ず、特に第2二股橋崩落した部分について作業の進み具合によっては多少前後することもあり得るのかなという部分も考えていますので、多少遅れた場合については12月末をちょっと過ぎてということに契約変更して期間を延長するという事も考えられますけれども、基本的には9月末、あと12月末ということで工期のほうは設定したいなと考えています。

金木委員 (1)のホタテの話と(2)の近代化資金、ホタテは本当に不漁というのか、不作というのか、不漁か、平成20年度以来という説明でしたけれども、平成20年度はこういった支援か何かしていたのかなどうかなと思って伺います。

敦賀課長 すみません。20年度どういった支援というのは、調べてはいないのですが、そのときは聞いている話だとほかの管内から稚貝を、幼生というのか、そういうものを取り寄せて対応できたので、20年度は特段問題はないというふうには聞いています。ただ、今年度、今回につきましては、全道的にそういう不漁というような形になっているものですから、取り寄せができないということでこういう支援策を打ち出しているということでご理解いただければと思います。

金木委員 あと、(1)と(2)の利子、この利子をすることで利子の部分に関しての事業者負担はなくなるという、そういう理解でいいですか。

敦賀課長 海洋変化のほうにつきましては、そのとおりでございます。
(2)の近代化のほうにつきましては、一応1.5に拡充することで現時点の金利で考えると、こちらのほうにつきましては漁業者負担というのは最低0.1負担するというような制度になっているものですから、それは必ずあるのですけれども、基本的にはそれ以外の部分は1.5以内で収まりますので、ほとんど漁業者負担はなくなってくるのかなというふうに考えています。

逢坂委員 何点か、すみません。まず、1枚目の融資制度の概要ということなのだけれども、7件ホタテ業をやっていて限度額が5,000万ということで、その利子と保証料を全額町で見るというか、予算額が裏面行って630万という形の考え方でいいのか、5,000万に対しての630万なのか、借りた分だけの630万の利子補給なのか、その辺はもう事前に調べられているのかなと。

敦賀課長 一応漁業者の意向とかまでは、まだ決定もしていない段階ですので、こちらから確認ということはしてはいないのですけれども、聞いている範囲の中では限度いっぱいまでということまで考えているところはないようには聞いています。ただ、一応基本的には漁業者負担がないような形で制度設計しておりますので、そういう形でご理解いただければと思います。

逢坂委員 そしたら、多めには予算を組んでいるということで理解していいですね。それで、もう一点、毎年あるわけでないということで、平成20年以来的ことだということなのだけれども、万が一例えば続けてあった場合にもこういう支援というか、措置を今羽幌町では考えているのか、いや、もうないからというような安心でいるのか、その辺今後あった場合に同じようなまたこういう利子補給とか、そういうのはあり得るという部分では、そういう解釈でいいのかなと。

- 敦賀課長 今回につきましては、そういうような要請もありまして利子補給の全額支給ということで考えておりました。今委員おっしゃるとおり、来年度以降もないということは分かりませんので、それにつきましてはまたそういう事案ができた段階でどうしていくかということは考えていきたいと。あと、北るもい漁協さんの管轄町村の関係もございますので、その辺と連携しながら考えていく形になるのかなというふうに考えております。
- 逢坂委員 もう一個、3 ページ目の2 の林業のほういいですか。林業の関係。
- 小寺委員長 林業の場所ということで指定していただいて。
- 逢坂委員 林業の振興策について聞きたいのだけれども、苫前が26%の森林の補助率で、羽幌町は今まで16だったから、今回26にしたのだということなのだけれども、これは何か大きな理由があるのか。今までずっと16でやって、苫前は26でやってきたというふうに私は思うのだけれども、これで今回急に変えたという理由は何かあるのか教えていただきたい。
- 敦賀課長 苫前町もこれまで16%で、羽幌町と同額で補助していたのです。ただ、今年度入る3月の定例会ですか、その中のやり取りの中で急遽10%増額するって、そのときは多分数字までは言っていなかったと思うのですけれども、増額するというような苫前町の方針が出たということで、うちのほうはその辺知らなかったのです。それで、森林組合のほうからのそういう話がございまして、同じ森林組合の中で苫前町は26%補助する、羽幌町は16%しか補助しない、やっぱりその辺の不公平感とか組合員さんからも出るということで、できれば羽幌町についても苫前町と同率にしていだけないかと、そのような要望もございまして、森林環境譲与税の関係も踏まえて問題ないかということで新年度以降できる環境が確認できましたので、そういう形で令和7年度から羽幌町についても10%増額をしたいというような考えに至ったという部分でございます。
- 逢坂委員 もう一点、すみません。一番最後のページ、4 ページなのですけれども、

(4) で先ほど課長補佐のほうから説明あったのだけれども、この内容については今年度だけだって私聞こえたのだけれども、たしかこの補助、支援、今年度だけだよというような、町の支援はというふうに聞こえたのだけれども、その辺をもう一回確認の意味で教えてください。

杉野課長補佐 農地災の絡み、4点目のご説明した中身なのですけれども、今後も本事業の支援対象となるようなものがまだこれから出るというところで、令和7年度も同様に支援を行いたいということで考えておりますので、具体的には7年度入ってから例えば復旧工事をやる部分だとか、そういうものもありますし、また別の②のほうの支援のようなものも出てくる部分もあるので、一応7年度も予定をしているというところですよ。

逢坂委員 ちょっと理解できない。7年度でやるというのは、支援されないところに支援するというふうな、要するに激甚災害に指定されないところに該当する4件と1件分、これを羽幌町で支援するというふうに聞いたのだけれども、これは7年度で終わりでないかなというふうに、であれば終わりでないかなと思うのだけれども、繰越明許費にはならない、継続費にならないという。

敦賀課長 委員おっしゃるとおり、7年度で一応終わる予定で考えておりまして、今年度先ほどおっしゃったとおり国庫補助の激甚の災害復旧の対象にならない農地でできなかったところもあるかもしれませんし、あと第2二股橋の崩壊で作付したいのだけれども、作付できないというような環境で、うちのほうも仮橋は造らないという方針決定したものですから、それに対する支援という部分で橋の奥の農地の作れない部分に対して7年度についても支援を考えているという部分でございます。

村田議長 3ページの拡充した経緯は理解しているのですが、ここに書いてある3年間の時限措置、時限立法みたいな形になっている理由がきっとあると思うのですけれども、10%増やすことによって森林環境譲与税の財源今基金に積んでいるものは早く取り崩してなくなっていくということになっていくのかなというのがあるのですけれども、そういう長期的な見通しとしてはその心配がないのか、なければここで言う当面3年間ってう

たっているけれども、これは山を守るという部分でいけば継続しなければならぬであろうということになるので、そこら辺の見通しとか考え方があれば。

敦賀課長 おっしゃるとおりで、財源としては森林環境譲与税を活用していくというような事業になるものですから、当初の段階ではなかなかこのまま事業、いろんな事業ありますけれども、それを続けていくと枯渇してしまう可能性もちょっとあったものですから、当初はそういう部分もあったので、取りあえず3年間置きに見直しをしていこうということで、そういう時限でやっていこうということで町長のご判断いただいたところなのですけれども、基本的な森林組合の行う事業について再度組合のほうと、あるものを全部使っていくと結局事業が継続できないものですから、その辺はもうちょっと抑えられる部分は抑えていきながら、なるべくその年度、年度で与えられる譲与税をまずは活用しつつ、繰越しもやはり何かあったときに活用できるように一定程度の基金はやっぱり持っていたいという、そういう町の意向も説明した上で、そういうのは理解をさせていただいた中で今後もやっていこうということで、その辺は譲与税の活用については問題ないという見通しで今のところいくということで考えてはおります。

村田議長 今の課長の答弁で理解はできているのですが、森林環境譲与税の基金が枯渇していくわということではどこかのときに例えばまた元に戻しましょうというような形になってしまうと、運のいい人と言ったらいいのか、ここに当てはまった年度にやった人は負担が少なくて済むというようなことになってしまうので、私としてはこうするのであればできれば長い目でずっといってもらいたいというのが1つと、あとは例えば今言ったように戻すとか、そういう話合いが起きたときは今度は苦前先に先行しないでくれと、ちゃんと。これは、中部森林組合だから、公平性を保つ上でそういうことはないように森林組合のほうと話ししながら取り進めていただければいいかなって思っているんで、そこら辺よろしく願いします。

小寺委員長 答弁は要りますか。

村田議長 いや、なくて大丈夫です。

工藤副委員長 1 ページ目のこれは、ホタテ業をやっている人に対しての制度だと思うのですけれども、実際にこれは羽幌町の漁業者だけでないよね。北るもい漁協ということですか。

敦賀課長 当町で制定する部分につきましては、あくまで羽幌町の漁業者ということで、ほかの町村も同じようなホタテの養殖漁業者やっているものから、それは横並びでほかの町村もやるというような考えでございます。

工藤副委員長 分かりました。それで、このホタテやっている漁業者は、何件あるのか知りたいのですけれども。

敦賀課長 7 件、天売が 1 件と羽幌が 6 件となっています。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、これで終わりたいと思いますが、明日からを予定されている予算委員会でも予算上出てくるもの、あと先ほど説明あったとおり補正で出るものもあるそうですので、また 1 日ゆっくり資料見ていただいて予算委員会または補正の際にまた質問がある委員の方は質問したらいいかなというふうに思っています。
それでは、以上で総務産業常任委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。